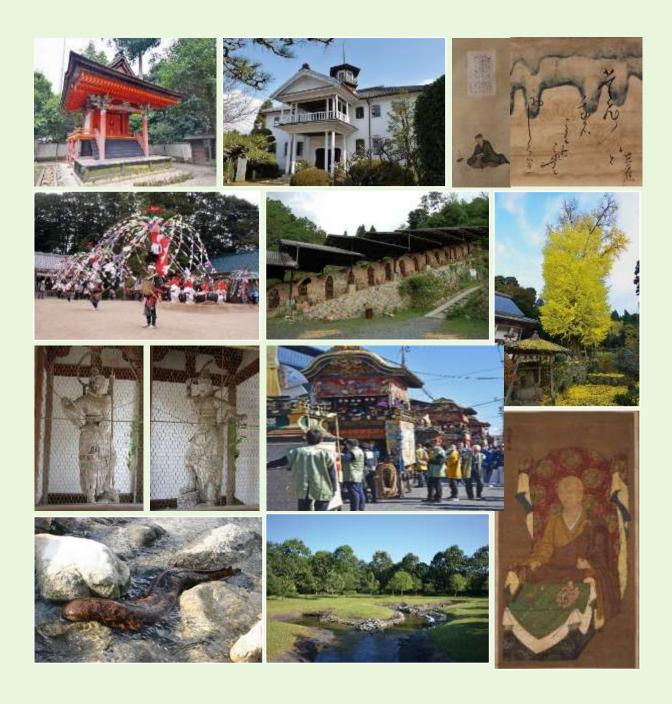
資料2

伊賀市文化財保存活用地域計画 【概要版】



計画作成の背景と目的

伊賀市は、三重県の西部、京都府・奈良県・滋賀県に接し、木津川水系の上流にあたり、古来より近畿地方との結びつきが強いところです。古琵琶湖に由来する盆地地形特有の気候と風土に根差した地域のさまざまな文化財があります。

先人たちにより、これまで守り続けられてきたこれらの文化財は、近年の少子高齢化・人 口減少が進むなかで、その継承が困難となっています。

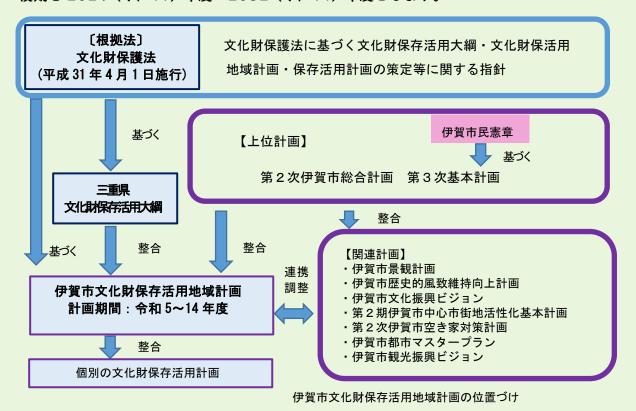
伊賀流忍者発祥の地であり俳聖松尾芭蕉の生誕地である本市は、歴史・文化財の宝庫であり、これまで「伊賀市歴史的風致維持向上計画」や日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀―リアル忍者を求めて―」の取り組みを通じて文化財を活かしたまちづくりを進めてきました。

豊かな自然と重厚な歴史、多種多様な文化財が数多く残されている本市の彩り(多様性、 豊かさ)のある伊賀の歴史文化の特徴(伊賀らしさ)を、地域の資産として保存・継承する とともに活用し、地域総がかりでさらなる伊賀市の魅力ある地域づくり、まちづくりの実現 に寄与するため、伊賀市文化財保存活用地域計画を作成しました。

計画の位置づけと計画期間

「伊賀市文化財保存活用地域計画」(以下、本計画)は、本市の「第2次伊賀市総合計画 第 3次基本計画」に基づいた、本市の文化財行政にかかる総合的な計画として作成します。

本計画の期間は 2023 (令和5) 年度~2032 (令和14) 年度の 10 年間とし、前期を 2023 (令和5) 年度~2025 (令和7) 年度、中期を 2026 (令和8) 年度~2028 (令和10) 年度、後期を 2029 (令和11) 年度~2032 (令和14) 年度とします。



指定等文化財の概要

本市には、三重県内最多の 500 件を超える指定等文化財が所在し、有形文化財では、県内 最古級で中世にさかのぼる春日神社拝殿や観菩提寺本堂・楼門はじめ、近世の寺社建築や武 家住宅、近代の擬洋風建築など様々な建造物があります。彫刻では、平安後期の木造彫刻や 鎌倉期の石造彫刻が多く残されているのが特徴で、本市の国・県指定の木造彫刻の件数は、

県内件数の約3割を占めています。書跡・典籍・古文書では、経典類のほか芭蕉翁関係の遺墨があるのが特徴です。民俗文化財では2件の国重要無形民俗文化財に代表されるように、現在でも多くの行事や祭礼が継承されています。記念物では、前方後円墳や古代や中世の寺院跡、城館跡など、県下最多の国・県指定が所在します。



観菩提寺 本堂・楼門(重要文化財)

【指定文化財等件数一覧】

(2023.4.1 現在)

	区 分 [国				市		
種別			指定等	登録	選択	県	指定	登録	計
建造物			8	52	_	13	42	_	115
	美術工芸品	絵 画	2	0	_	10	14	_	26
		彫 刻	18	0	_	33	56	_	107
		工芸品	0	0	_	11	28	_	39
		書跡・典籍・古文書	2	0	_	11	41	_	54
		考古資料	1	0	_	6	18	_	25
		歴史資料	0	0	_	2	13	_	15
無形 文化財	演	劇	0	0	0	0	0	_	0
	音	楽	0	0	0	0	0	_	0
	工芸技術		0	0	0	0	0	_	0
民俗	有册	彡の民俗文化財	0	0	0	3	14	_	17
文化財	無刑	彡の民俗文化財	2	0	1	7	8	_	18
記念物	遺 跡※		8	0	_	13	31	2	54
	名勝地※		(1)	0	_	(1)	0	_	(2)
	動物、植物、地質鉱物※		3	0	_	6	24	_	33
文化的景観			0	_	_	_	_	_	0
伝統的建造物群			0	_	_	_	_	_	0
総計			44	52	1	115	289	2	503

※遺跡は、国指定8件のうち1件は「名勝及び史跡」、県指定13件のうち1件は「史跡及び名勝」である。

[※]名勝地は、名勝及び史跡、史跡及び名称と重複。

[※]動物、植物、地質鉱物3件は、「地域を定めず」の1件を含む。

歴史文化の特徴

全国的にも有名な忍者などについて『「伊賀」をイメージさせるもの』、人びとの暮らしの基層となっているものについて『城下町と村々』、重層性と交流の広がりを『時間と空間が交差するところ、「伊賀」』とし、3つの観点で伊賀の歴史文化をまとめました。

観点1 「伊賀」をイメージさせるもの 『忍びの国 伊賀』 『芭蕉翁と俳諧文化』 『伊賀焼今昔』

市内各所に残る中世城館や上野城下町の「忍町」 は伊賀流忍者の面影を今に伝えています。 芭蕉翁 ゆかりの遺跡や芭蕉祭に象徴される俳諧文化や桃 山期の茶人に愛された伊賀焼の伝統は、今も継承 されています。



<mark>観点2 城下町と村々</mark> 『藤堂高虎と上野城下町』 『「仏神崇重ノ国」伊賀』

上野城下町には藩校や武家屋敷、町家などが残され、印・楼車や鬼行列からなる上野天神祭に象徴される近世城下町の文化が今に引き継がれています。また、戦国期に「仏神崇重ノ国」と評された伊賀には、寺社の建造物や彫刻、祭礼行事など様々な文化財が各所に残されています。





観点3 時間と空間が交差するところ、「伊賀」

『古琵琶湖層群と伊賀の自然』

『遺跡の宝庫、伊賀』

『東西を結ぶ道と伊賀八宿』

『上野城下町から近代都市上野へ』

約 400 万年前に堆積した古琵琶湖層群を基盤とする豊かな自然に、各時代の文化の堆積を見ることができます。古墳や寺院跡に代表される遺跡が残り、伊賀八宿など交通の結節点であることや近代都市を示す文物などが重層的に残ります。





文化財の保存・活用に関する課題と方針

基本理念 「歴史文化の彩りを誇れるまち」

課題1 文化財の調査

- 文化財の把握調査と詳細調査の実施及び調査体制の拡充が 必要。
- ●文化財や歴史文化にかかる情報の整理が必要。
- ●天然記念物は、自然環境の変化や変異や自然災害による滅失の恐れがあるものがある。
- ●個人で継承されている古文書等の資料が散逸する恐れがあ る。
- ●文化財を調査する個人や団体構成員の減少・高齢化により、



基本方針 1 歴史文化の彩りを知る~調査研究~

- ●継続的な調査の実施と調査成果の蓄積、調査体制の拡充に努める。
- ●天然記念物の保護等の調査や経年変化の記録に努める。
- ●歴史資料について資料情報の収集と資料の蓄積に努める。
- ●専門的な人材の育成と継続的に調査が実施できるよう努める。

課題2 保存管理

- ●文化財の価値を明らかにし、適切に文化財指定・登録すること が必要。
- ●経年劣化·破損した文化財の適切な修理·保存と維持管理が 必要。
- ●文化財の保存整備や個別文化財の保存活用計画の策定が必



基本方針2 歴史文化の彩りをつなぐ~保存管理~

- ●文化財を保護し価値を高めるため、適切に文化財指定や登録を行う。
- ●必要に応じて文化財を適宜保存修理するとともに、適切に維持管理する。
- ●文化財の保存整備事業の推進や文化財の保存活用計画の策定に取り組む。

課題3 普及啓発

- ●時代に合致した説明看板の設置のあり方が必要。
- ●歴史文化の多様性を伝えるため、分野別パンフレットの作成な ど、工夫が必要。
- ●SNSや動画等、今日的な情報発信の取り組みが必要。
- ●歴史文化の魅力を伝えるため、教育と連携した取り組みが必要。



基本方針3 歴史文化の彩りを伝える~普及啓発~

- ●説明看板・パンフレットなど、デジタルコンテンツを活用した発信に努める。
- ●多様な歴史文化を伝える時代別・分野別のパンフレットを作成する。
- ●SNSやインターネットなどを通じた発信の機会の充実に取り組む。
- ●歴史文化の魅力を伝えるため、学校や地域と連携した取り組みを行う。

課題4 活用

- ●講演会や展示会など、文化財に親しむ機会を充実させること が必要。
- ●建造物をはじめとする文化財の多様な活用方法の検討が必要。
- ●文化財の展示・公開施設の整備と専門職員の配置が必要。



基本方針4 歴史文化の彩りを楽しむ~活用~

- ●文化財に親しむ機会の充実に努め、魅力を伝える取り組みを行う。
- ●文化財の継承と、まちの賑わいに寄与するため、文化財や歴史的な建造物を積極的に活用する。
- ●考古資料や歴史・民俗資料を展示する施設の設置に努める。

【めざすべき姿】

伊賀の歴史文化の特徴(伊賀らしさ)を資産として保存・活用し、地域や市民と 連携しながら、歴史文化の彩り(多様性、豊かさ)を誇り、継承を実現する。

文化財の保存・活用に関する主な取り組み

★調査の例★

【埋蔵文化財確認調査】

埋蔵文化財包蔵地における開発等に伴う調査を行い、その成果を 年報にまとめて報告し、本市の歴史文化の資産とします。

【歴史資料の調査】

市内の個人所蔵の歴史資料や歴史的公文書の調査を適宜実施し、その成果を本市の歴史文化の資産とします。

【その他:歴史的建造物・美術工芸品・民俗文化財の調査ほか】



【有形文化財の保存修理】

経年劣化している観菩提寺楼門二天像(多聞天立像・広目天立像)修理事業等、有形文化財の保存修理事業を実施します。

【民俗文化財保存継承事業】

上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承·活用等事業及び、勝 手神社神事踊に代表される民俗文化財の保存継承事業を行います。

【史跡の保存整備と環境整備の推進】

伊賀国庁跡の保存整備と伊賀国分寺跡・上野城跡のほか、蓑虫庵 保存修理事業等の史跡の環境整備を行います。

【その他:文化財の新規指定・登録、文化財施設等の維持管理ほか】

★普及啓発の例★

【文化財看板の設置】

指定文化財の説明看板について、QRコードを付設したものなど、 時代に対応したものを設置する事業を展開します。

【地域との連携】

地域や団体、民間と連携し歴史文化に関わる講演会を開催します。

【その他:文化財パンフレット作成、SNS 等を活用した発信ほか】

★活用の例★

【歴史的建造物の活用】

指定文化財や登録有形文化財、古民家等、上野城下町を中心に歴 史的建造物をさまざまな用途に活用する取り組みを行います。

【博物館等の施設整備の検討】

資料の保存・展示・研究の施設である博物館施設の整備を検討します。

【その他:文化財施設等における各種展覧会等の開催、日本遺産関係事業の推進ほか】













文化財の防犯・防災に関する課題と取り組み

防犯・防災の課題

- ●文化財を火災から守るための訓練、点検の実施が必要。
- ●個々の文化財の災害リスク把握が必要。
- ●災害や盗難発生時の連絡・通報体制の構築が必要。

基本方針

文化財の防犯・防災 対策を着実に進める

- ●防災設備の点検と訓練を実施。
- ●文化財が所在する場所の災害リスクの把握。
- ●災害・盗難など緊急時の対応マニュアル、連絡・通報体制の整備。

防犯・防災の主な取り組み



を備した文化財防災設備の保守点検及び作動訓練を実施する。

保存と活用の推進体制

本計画の取り組みを推進し、その効果の検証や連携、調整等を図る場として、「伊賀市文 化財保存活用地域計画協議会」を設置します。また、地域計画協議会を中心として、行政(伊 賀市および関係機関等)、地域(地域住民および住民自治協議会、自治会)、市民団体等、所 有者等、民間、専門家等が連携して文化財の保存と活用に取り組みます。

【連携体制】

